

産業建設常任委員会会議記録
(条例等審査)

1. 開催日	平成30年9月6日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	大上和則委員長、吉田知代副委員長、渡辺拓道委員、園田依子委員、足立義則委員、國里 修久委員
4. 会議に付した事件	<p>議案第54号 篠山市農業共済条例</p> <p>議案第60号 平成30年度篠山市農業共済事業に係る無事戻金の交付について</p> <p>議案第62号 平成29年度篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p> <p>議案第55号 篠山市まちづくり条例の一部を改正する条例</p> <p>所管事務調査 農業用施設災害復旧支援・特産物振興について（現地踏査）</p>

5. 議事の経過	
開会	9:30
大上委員長	開会宣告
■日程第2 議案第54号 篠山市農業共済条例	
農都創造部	
【主な説明】	
農都創造部より資料に基づき説明（農都政策課）	
【主な質疑】	
國里委員	一筆方式の場合は、被害を受けた農地の状況で判断されていたが、全相殺方式の場合は、全体の収量をもって判断される。自家用や縁故で取り扱った作物が多い場合、どのように量を把握するのか。
	また、被害を受けた作物があったとしても、別の農地の収量が多く、平年以上の収量があれば共済金はもらえないこととなるのか。
農都創造部	出荷資料評価の場合、ほぼ全量出荷が要件となっている。
	また、被害を受けた作物があったとしても、全体を通して平年以上の収量があった場合は、共済金は支払われない。
國里委員	全相殺方式に加入できない農業者はどうすればよいのか。
農都創造部	半相殺方式に加入いただくことになる。半相殺方式は、一筆方式のようにすべてのほ場で加入してもらい、被害が発生したほ場のみを現

國里委員

地調査する。農家単位で減少した分に対して共済金が支払われる。

一筆ごとに評価が行われるのであれば半相殺方式への加入が増え、制度改正本来の目的が達成できないのではないか。

農都創造部

制度の目的は評価に係る負担軽減と農業者単位への補償とすることで農業経営を安定するとしており、制度改正の目的は達成されると考える。

■日程第3 議案第60号 平成30年度篠山市農業共済事業に係る無事戻金の交付について

【主な説明】

農都創造部より資料に基づき説明（農都政策課）

【主な質疑】

なし

■日程第4 議案第62号 平成29年度篠山市水道事業会計未処分利益余剰金の処分について

【主な説明】

上下水道部より資料に基づき説明（経営企画課）

【主な質疑】

渡辺委員

今回の決算では未処分利益剰余金686,695,902円とあるが、当初に見込んだ数値と比べてどうだったのか。

上下水道部

当初の見込みより、約1億円の収益は増加している。

渡辺委員

増加した原因は分析しているのか。

上下水道部

経費の節減に努めたことや、予備費の関係で1億余りの利益が出たと考えている。しかしながら、実際の現金については、資本的収支の赤字を収益的収支の黒字で補てんしたため、現金として残っている額は3千万程度になる。

■日程第5 議案第55号 篠山市まちづくり条例の一部を改正する条例

【主な説明】

まちづくり部より資料に基づき説明（地域計画課）

【主な質疑】

足立委員 太陽光発電施設に関して、過去に事業区域の面積が200㎡から300㎡までではどれくらいの件数があったのか。

まちづくり部 まちづくり条例の申請を要する規模は、事業区域の面積が300㎡以上のため、それ未満については把握できていない。

足立委員 300㎡未満はわからないということか。

まちづくり部 300㎡未満はまちづくり条例の手続きを要しないことや、太陽光発電施設は建築基準法に基づく建築確認申請を要しないため、件数の把握は困難である。

但し、農地転用を伴う場合については、農地法の申請が必要となるためまちづくり条例の対象規模に該当するかについての確認を行っている。

足立委員 太陽光発電施設に係るまちづくり条例の対象規模を300㎡以上から200㎡以上に引き下げることで、申請件数の増加見込みはどれぐらいか。

まちづくり部 300㎡未満は条例の手続きの対象規模に該当しないことから、どの程度増えるかは把握が困難である。

まちづくり条例の対象規模を200㎡以上とした理由は、小規模であっても箇所数の増加に伴う景観や住環境への影響が懸念され、一方で、篠山市では住宅用といわれている出力10kW未満の太陽光発電施設に対して補助金を交付している。そのため、産業用といわれる出力10kW以上のものを許可対象の目安とし、産業用に必要となるパネルの枚数や管理上の作業スペース等を考慮して、おおよその土地の面積として200㎡以上としている。

足立委員 近年に設置件数が増加し、住環境への影響が懸念される原因として、昨年や今年の設定件数が示されると考えていたが、わからないのであればしかたない。

まちづくり部 主として産業用の太陽光発電施設を対象としていくための改正である。

園田委員 不來坂へ設置予定の7,600㎡の太陽光発電施設の場所及び市の考えはどうか。

まちづくり部 場所は今田方面へ向かって国道から住山集落へ右折し、2軒の民家がある付近で、国道から見える山林の麓の雑種地である。

改正後の条例の施行日前にまちづくり条例の許可を受けているものについては、現行の基準を適用し、許可を受けていないものについては、

新基準を適用することとなる。そのため現在は、現行の基準により事前協議等を行っているが、新基準が施行されると国道から見え住宅地から100m以内となるため許可できなくなることから、事業者とのトラブルを避けるため、申請時期によっては結果として許可できないことがあり得ることを事業者に伝えている。

園田委員 広報に掲載し説明会を開催するという事は、市が設置を認めたことではないのか。

まちづくり部 市が既に太陽光発電施設の設置を認めているものではない。市民説明会はまちづくり条例に基づく事前協議の手続きであり、事業計画に対して、あらかじめ市民の方が意見を言う機会を設けるためのものである。市民説明会の終了後、自治会等の同意を得て、許可申請となる。

渡辺委員 今回は、景観と乱開発防止の規制を目的としているが、山など傾斜地への設置では防災上の規制はあるのか。

まちづくり部 勾配が30度以下の土地でないと設置できないこととしている。また、太陽光発電独自の基準ではないが、まちづくり条例の許可基準に法面保護など安全上の基準を設けている。このほか、各メーカーの基準を満たしたものが設置されていると聞いている。

大上委員長 市内の災害警戒区域には設置が認められないのか。

まちづくり部 安全上の観点からは望ましくないと考えているが、今回は土地利用基本計画の変更ということで、土地利用の観点から禁止区域を指定している。

例えば森林の伐採を伴う場合は、生態系への影響や水源涵養などの森林のもつ機能が損なわれ機能回復が困難となるが、災害危険区域などではそれなりの対策を講じる必要があり、機能が損なわれるという点では該当しないため禁止区域とはしていない。

大上委員長 太陽光発電施設設置後、地域住民とのトラブル等はあるのか。

まちづくり部 過去の事例では、景観の阻害や森林の伐採による住環境の悪化、太陽光パネルの反射による光害、パワーコンディショナーからの低周波音、ラジオへの電波障害などがあった。

大上委員 対処方法としては直接住民と管理者が話をするのか。

まちづくり部 大半は市へ問い合わせがあるため、許可案件については市から設置業者へ連絡して対策を講じてもらっている。

大上委員長 契約時に約束しているのか。

まちづくり部 申請に対する許可処分であり契約はしていないが、設置に伴う苦情については事業者伝えて対応してもらっている。これまで電波障害を抑

制する機器の設置などの対策を講じてもらったりしたが、過去の問題点を踏まえて作成したガイドラインにより苦情は減っている。

今回の改正にあたっては、特定の事案はないが、森林の伐採や農地転用を伴うケースが多く見受けられることから、景観への影響だけでなく、森林のもつ機能や生態系への影響、住環境の悪化などを懸念している。太陽光発電は、環境にやさしいクリーンエネルギーという一方で、森林の伐採により環境に負荷を与えることは本末転倒であり、地域環境との調和を図りつつ推進されるべきであると考えている。市民の住環境を保全するためにも、設置する場合は、設置場所の配慮と、クオリティの高い施設を設置してほしいと考えている。

■表決

議案第54号 篠山市農業共済条例

議案第55号 篠山市まちづくり条例の一部を改正する条例

議案第60号 平成30年度篠山市農業共済事業に係る無事戻金の交付について

議案第62号 平成29年度篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

—討論なし・全員賛成で可決—

大上委員長 委員会の審査報告については、委員長に一任願いたい。

—異議なし—

委員会閉会

15:40